

## ○広域市町村圏組合移行プランの進捗状況（見込）について

本荘由利広域市町村圏組合については、最終的な解散時期は令和9年3月31日を目途とし、9つの共同処理事務について、移行プランを策定して両市、組合が協議を進めているところであり、前倒し可能な事務については、前倒しで移行することとしている。

「病院群輪番制病院事業」については、令和6年1月に移行手続きが完了し、4月から移行することになっている。また「介護保険事務」については、令和7年4月からの移行を計画している。

移行プランにおける各事務の令和5年度進捗見込み、及び6年度の対応予定については、次ページ以降に掲載のとおり。

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 広域行政センターの設置及び管理運営に関すること       | 2  |
| (2) 産学共同研究センターの設置及び管理運営に関すること     | 3  |
| (3) 養護老人ホーム(寿荘)                   | 4  |
| (4) 特別養護老人ホーム(広洋苑)の設置及び管理運営に関すること | 5  |
| (5) 病院群輪番制病院事業                    | 6  |
| (6) 家畜保冷施設の設置及び管理運営に関すること         | 7  |
| (7) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること         | 8  |
| (8) 埋立処分地施設の設置及び管理運営に関すること        | 9  |
| (9) 介護保険者事務に関すること                 | 10 |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (1) 広域行政センターの設置及び管理運営に関すること  |
|------------------|--|
| 所管課（関係課）         | (由利本荘市) 総務課<br>(にかほ市) 総務課  |
| 現行の分担金清算方法       | ・平等割20% ・人口割80%<br>・由利本荘市のみ特定分(占有分)  |
| 今後の方向性           | 行政センターを含め、広域の施設の全てが由利本荘市内にあり、施設は由利本荘市で引き継ぐべきであるが、にかほ市の権利放棄に伴う補填的なものや、以後由利本荘市の財産をにかほ市が使用する際の費用負担を考える必要がある。  |
| 今後のスケジュール（予定）    | 総務部門についてはそれぞれの業務について広域事務廃止が決まった段階で協議する。  |
| 移行後の運営体制         | 移行後の方針が示され次第、両市で協議を行う。   |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | 両市議会、広域議会への説明が必要であり、市民サービスを低下させないよう配慮を要する。<br>(由利本荘市)<br>・職員は、施設に付いた人々として考えるべきであり、両市が分けて雇用継続するというものではないというのが、両市の共通認識ですが、雇用条件や定員管理が課題となる。<br>・行政センターに入居している建設時の費用負担者である農業共済との関係の引き継ぎをどうするか検討する必要がある。<br>(にかほ市) 特になし |
| 令和5年度中の対応（予定）    | 各事業の進捗状況を確認しながら、引き続き施設の在り方について検討する。  |
| 令和5年度中の対応（実績）    | 施設の方向性や職員配置についての検討を行った。  |
| 令和6年度中の対応（予定）    | 各事業の進捗状況を確認しながら、引き続き施設の在り方について検討するとともに、職員配置も含めた全体調整を進める。   |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (2) 産学共同研究センターの設置及び管理運営に関すること   |
|------------------|---|
| 所管課（関係課）         | (由利本荘市) 商工振興課<br>(にかほ市) 商工政策課   |
| 現行の分担金清算方法       | ・平等割20% ・人口割80%   |
| 今後の方向性           | 所有者 : 由利本荘市、にかほ市（両市の共有施設）<br>運営主体：公益財団法人本荘由利産学振興財団（指定管理者）   |
| 今後のスケジュール（予定）    | R4 施設のあり方について、両市の意見確認<br>R5～ 施設所属先の決定と、それに対する課題等の確認・解決  |
| 移行後の運営体制         | R5.1時点でのにかほ市との確認事項。<br>・施設の所有者の第一候補は、財団法人本荘由利産学振興財団とする。（これまでと同じ割合で、両市で施設の維持費を負担することを基本に、問題点や課題を両市・財団とで検討する。）<br>・上記の方針が難しい場合は、施設所在地である由利本荘市の施設として管理を行うこととし、その費用については両市・財団で協議し決定する。<br>・施設維持費用は財団予算で行う事を基本とし、修繕や大規模改修などは両市で負担する。（これまでの施設運営の考えを踏襲する。） |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | 平成13年4月1日の財団法人本荘由利産業技術振興財団（現公益財団法人本荘由利産学振興財団）設立に際し、出捐金や寄付金を総額12億円あまり受けていることや、施設建設にあたっての原資に補助金が入っていることなどにより、所有者変更に係る縛りがあるのかを確認する必要がある。<br>また、運営費や資本的支出に当たっての負担割合を改めるか、これまでどおりとするかの確認が必要。   |
| 令和5年度中の対応（予定）    | ・財団で施設所有が可能か、可能の場合にはその維持費用の積算と両市での負担ルールを決定する。<br>財団で所有することが不可の場合、由利本荘市での所有のため必要な事項を検討する。  |
| 令和5年度中の対応（実績）    | 財団の意向確認と2市の事務レベルでの協議を行った。<br>財団としては不動産を所有するのは財務のリスクが大きくなるため所有が難しいという考えであり、これを踏まえて2市では施設所在地である由利本荘市の所有とすることが適当ではないかという認識となっている。  |
| 令和6年度中の対応（予定）    | 財団の所有という方向性も排除せず、由利本荘市で所有する場合の管理体制や修繕・改修に係る2市の負担ルール、財産処分などの規定について詳細に検討を行う。  |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (3) 養護老人ホーム(寿荘)  |
|------------------|--|
| 所管課 (関係課)        | (由利本荘市) 長寿生きがい課<br>(にかほ市) 長寿支援課  |
| 現行の分担金清算方法       | ・平等割、人口割各25% ・入所者割50%  |
| 今後の方向性           | ・解散までに、広域市町村圏組合において譲渡先となる社会福祉法人を公募・選定し譲渡する。  |
| 今後のスケジュール (予定)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度 広域市町村圏組合で施設譲渡基本計画を策定。老人福祉施設財政調整基金の取扱いについて、3者(両市と広域)で協議の上、方針を定める。</li> <li>・令和6年度 広域市町村圏組合で施設譲渡先公募・選定・業務引継ぎに関する協定締結</li> <li>・令和7~8年度 業務引継ぎ、民間移管に係る運営に関する覚書、公有財産関係契約の締結</li> <li>・令和9年度 事業者(社会福祉法人)による運営開始</li> </ul> |
| 移行後の運営体制         | ・老人福祉法に基づく措置施設として事業者(社会福祉法人)が運営。措置を行う由利本荘市、にかほ市の意向による入所を受託する。  |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の雇用に関すること。</li> <li>・譲渡を希望する社会福祉法人の有無。</li> </ul> (由利本荘市) 特になし。<br>(にかほ市) 解散後も措置入所等に対応していただける施設として利用できるように、連携体制を継続したい。   |
| 令和5年度中の対応 (予定)   | ・今後の運営(定員数の変更、施設の維持負担等)と、老人福祉施設財政調整基金の分配算定方法について、3者(両市・広域)で協議の上、方針を定める。  |
| 令和5年度中の対応 (実績)   | 3者(両市・広域)による担当会議を実施。<br>広域市町村圏組合において施設譲渡基本計画を策定し、組合議会へ説明。<br>老人福祉施設財政調整基金は、繰り上げ償還(令和7年度)と年次的に取り崩しをすることで、広域解散後に基金残額を残さない方針とする。  |
| 令和6年度中の対応 (予定)   | 施設譲渡基本計画に基づき、広域市町村圏組合において譲渡先公募・譲渡先選定・業務引継ぎに関する協定書締結を予定。<br>老人福祉施設財政調整基金は、一部を取り崩して施設運営経費に充てる。   |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (4) 特別養護老人ホーム(広洋苑)の設置及び管理運営に関すること  |
|------------------|--|
| 所管課 (関係課)        | (由利本荘市) 長寿生きがい課<br>(にかほ市) 長寿支援課  |
| 現行の分担金清算方法       | ・指定管理のため、分担金無し   |
| 今後の方向性           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理期間満了の令和8年3月末までに、広域市町村圏組合において譲渡先となる社会福祉法人を公募・選定し譲渡する。</li> <li>・起債は令和7年度に繰り上げ償還をする。</li> </ul>  |
| 今後のスケジュール (予定)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度 広域市町村圏組合で施設譲渡基本計画を策定。老人福祉施設財政調整基金の取扱いについて、3者(両市と広域)で協議の上、方針を定める。</li> <li>・令和6年度 広域市町村圏組合で施設譲渡先公募・選定・業務引継ぎに関する協定締結</li> <li>・令和7年度 業務引継ぎ、民間移管に係る運営に関する覚書、公有財産関係契約の締結</li> <li>・令和8年度 事業者(社会福祉法人)による運営開始</li> </ul> |
| 移行後の運営体制         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法、介護保険法に基づく介護老人福祉施設として事業者(社会福祉法人)が運営。特別養護老人ホームと短期入所を継承する。</li> </ul>   |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | <p>(由利本荘市) 特になし。</p> <p>(にかほ市) 広洋苑は地理的にも距離があり、にかほ市民の利用はこれまでも少ない状況のため、特に課題等はない。</p>   |
| 令和5年度中の対応 (予定)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設財政調整基金の配分算定方法について、3者(両市・広域)で協議の上、方針を定める。</li> </ul>  |
| 令和5年度中の対応 (実績)   | <p>3者(両市・広域)による担当者会議を実施。</p> <p>広域市町村圏組合において施設譲渡基本計画を策定し、組合議会へ説明。</p> <p>老人福祉施設財政調整基金は、起債繰り上げ償還(令和7年度)と年次的に取り崩しをすることで、広域解散後に基金残額を残さない方針とする。</p>  |
| 令和6年度中の対応 (予定)   | <p>施設譲渡基本計画に基づき、広域市町村圏組合において譲渡先募集・譲渡先選定・業務引継ぎに関する協定書締結を予定。</p> <p>老人福祉施設財政調整基金は、一部を取り崩して施設運営経費に充てる。</p>  |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (5) 病院群輪番制病院事業  |
|------------------|---|
| 所管課（関係課）         | (由利本荘市) 健康づくり課<br>(にかほ市) 健康推進課  |
| 現行の分担金清算方法       | ・利用者数割100%  |
| 今後の方向性           | 病院群輪番制病院事業については、現在のルールを保持するように各病院へは補助金として予算措置等を行う。単価等の算出については、広域事務局で行っていたものや他市を参考に検討する。 |
| 今後のスケジュール（予定）    | 令和5年度中に病院群輪番制病院運営事業のあり方や救急病院運営補助金との兼ね合いを考慮し、両市及び関係医療機関と協議する。                            |
| 移行後の運営体制         | 補助方法やルールと一緒に運営体制についても協議。  |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | 類似の内容の救急病院運営補助金については、補助金の増額も要望されているため、輪番制事業と整理しながら明確な運用方法の構築をする必要がある。                   |
| 令和5年度中の対応（予定）    | 輪番制参加医療機関に対して、救急運営費補助金を交付しているため、5年度中に整理をしながら協議検討を進める。                                   |
| 令和5年度中の対応（実績）    | 令和6年度からの移管を決定、組合格約の変更に関する協議書締結済。  |
| 令和6年度中の対応（予定）    | 事業はこれまでどおり継続する。実績に基づく負担割合により各市で補助金を交付する。  |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (6) 家畜保冷施設の設置及び管理運営に関すること  |
|------------------|--|
| 所管課（関係課）         | (由利本荘市) 農業振興課<br>(にかほ市) 農林水産課  |
| 現行の分担金清算方法       | ・飼育頭数割10% ・利用頭数割90%  |
| 今後の方向性           | 業務については飼育頭数及び利用頭数が圧倒的に多い由利本荘市で管理・運営し、にかほ市は利用について現状同様、負担金納入していくことで進めていく。(12/7に方向性について、由利本荘市、にかほ市、JA担当者会議で検討)  |
| 今後のスケジュール（予定）    | ・由利本荘市が主体となり管理運営なども含めた打ち合わせ協議を行いながら検討していく  |
| 移行後の運営体制         | ・由利本荘市主体となり管理運営。にかほ市より負担金徴収  |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | ・現行分担金には人件費が含まれていないことから、費用の増大になると思われる。<br>・建物だけで無く設備として更新が必要になった場合は負担金対応と思われるが、予算措置（緊急修繕など）についてどうなるか不明。<br>・人件費についても負担金に含めるが人件費割合など検討する必要がある。<br>(由利本荘市) 現状、広域で行っている事務が、そのまま由利本荘市へ移行となる。事務量増による人員の適正配置が必要。<br>(JA) 管理人の受け手がなかなかいない状況 |
| 令和5年度中の対応（予定）    | ・市町村圏組合事務局を含めた会議を行い詳細について検討する。   |
| 令和5年度中の対応（実績）    | 両市、広域担当で家畜保冷施設の現地確認を実施。<br>家畜保冷施設から搬出される死亡獣畜処理施設（八戸市）の訪問視察を、法令に基づく定期視察に併せて実施。  |
| 令和6年度中の対応（予定）    | 家畜保冷施設の事務移管にかかるスケジュール、予算の負担割合、事務内容などについての精査検討を進める。   |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (7) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること   |
|------------------|---|
| 所管課（関係課）         | (由利本荘市) 市民生活部生活環境課、企業局下水道課<br>(にかほ市) 市民福祉部生活環境課、建設部上下水道課  |
| 現行の分担金清算方法       | 平等割10% ・人口割40% ・搬入量割50%   |
| 今後の方向性           | 設備の老朽化等に伴い、現有施設でのし尿処理が将来的に困難であることから、水浄化センター内に、下水道事業により「し尿受入れ施設」を建設、整備し、令和16年度の供用開始を目指す。現施設はそれまで、焼却を含めた運営が必要。  |
| 今後のスケジュール（予定）    | 新施設建設：令和 7年～ 令和 9年 基本計画～詳細設計、保安林解除<br>令和10年～ 令和15年 し尿受入れ施設、進入路等建設工事<br>令和16年 供用開始予定   |
| 移行後の運営体制         | 広域解散後及び新施設完成後の、管理及び運営手法については現在協議中   |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | し尿受入れ施設等の建設には、にかほ市と負担金等にかかる協定の締結、都市計画決定の変更、進入路建設に必要な保安林解除の手続きが必要。<br>新施設の建設は下水道事業により行うが、現有施設及び新施設の管理運営については今後検討が必要。<br>(由利本荘市) 広域市町村圏組合の現有施設については、新施設稼働までの間、機器等の修繕を行うなどの対応をお願いしたい。<br>(にかほ市) 広域解散後も引き続き現有の施設でし尿処理をするため、廃棄物処理について由利本荘市と協定を締結する必要がある。   |
| 令和5年度中の対応（予定）    | (仮称) 本荘由利地区広域汚泥処理基本計画策定業務を発注予定。   |
| 令和5年度中の対応（実績）    | 下水道処理施設（水浄化センター）増強事業の前提となる、同施設から排出される汚泥について、その処理を「県生活排水処理事業広域化・共同化計画」による秋田臨海処理センターを拠点とした本市とにかほ市を含む中央地区（5市4町1村）に拡大されるものとして進めている。<br>令和5年度に中央地区の連絡協議会に検討部会が設置され令和7年度までを目処に処理方法やコスト等の検討を進めることとしているため、その検討結果を踏まえた二市による汚泥処理基本計画等事業着手すべきものとして、基本計画着手を令和7年度まで延期するなど事業スケジュールを変更した。また、し尿処理施設の事務移管についてスケジュールを検討し令和8年度末での移管とすることとし、令和6年度から7年度までに事務移管に必要な方針や手順等整理することとした。 |
| 令和6年度中の対応（予定）    | し尿処理の共同事務移管方針等以下の内容の検討を進める。<br>・事務移管に向けたスケジュール（事務、財産、職員など）<br>・移管に伴い必要となる条例規則等<br>・施設の維持管理方法（直営、委託、職員の配置等）<br>・施設の維持に係る費用の見通しと二市による負担割合   |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (8) 埋立処分地施設の設置及び管理運営に関する事  |
|------------------|--|
| 所管課（関係課）         | (由利本荘市) 生活環境課<br>(にかほ市) 生活環境課  |
| 現行の分担金清算方法       | (し尿分) ・ 平等割10% ・ 人口割40% ・ 搬入量割50%<br>(ごみ分) ・ 埋立量全体の60%   |
| 今後の方向性           | ごみ焼却施設の焼却灰を埋め立てしている土谷地域の埋立最終処分場（広域市町村圏組合管理施設）は埋立可能容量がひっ迫しており、令和6年度中にも受け入れ困難となる見込みである。<br>令和6年度から民間の最終処分場に清掃センターから排出される焼却灰の処分を委託し、現有施設への埋立はし尿処理施設から排出される焼却灰のみとすることで現有施設の延命化を図る。<br>また、にかほ市と共同整備するし尿受入れ施設が稼働するまでの間は現有施設を維持し、新施設稼働後に廃止する計画である。                  |
| 今後のスケジュール（予定）    | 令和5年度 ・ 民間の最終処分場へ焼却灰試験搬入<br>・ 現有施設の延命化を保健所と協議<br>令和6年度～ ・ 民間の最終処分場へ定量搬出（清掃センター、新ごみ処理施設分）<br>令和16年度～ ・ 埋立終了。廃止事務開始。   |
| 移行後の運営体制         | にかほ市から由利本荘市への事務委任、施設は由利本荘市に譲渡の見込み。引き続き協議。  |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | 企業局で整備を予定しているし尿処理設備の体制が整う令和16年度まで広域処理のし尿焼却灰を受入れることになることから、施設の延命化が課題。<br>(由利本荘市) 由利本荘市で管理運営を行う場合の所管課（生活環境課、清掃事業所等）、資格所有者の配置。  |
| 令和5年度中の対応（予定）    | 三者（両市、広域事務組合）で協議   |
| 令和5年度中の対応（実績）    | 本荘清掃センターから排出される焼却灰の市外搬出に向けた試験搬出を実施した。<br>埋立処分施設の事務移管についてスケジュールを検討し令和8年度末での移管とすることとし、令和6年度から7年度までに事務移管に必要な方針や手順等整理することとした。  |
| 令和6年度中の対応（予定）    | 令和6年度より本荘清掃センターから排出される焼却灰の一定量の搬出を行うとともに、令和6年度上半期に実施される、施設の残容量調査を踏まえ、延命化に必要な搬出量を再度算定し、令和7年度以降の市外搬出量に反映する。<br>また、埋立処分施設の共同事務移管方針等以下の内容の検討を進める。<br>・ 事務移管に向けたスケジュール（事務、財産、職員など）<br>・ 移管に伴い必要となる条例規則等<br>・ 施設の維持管理方法（直営、委託、職員の配置等）<br>・ 施設の維持に係る費用の見通しと二市による負担割合 |

各共同処理事務の令和5年度進捗見込み

(令和6年1月31日現在)

| 共同処理事務           | (9) 介護保険者事務に関すること  |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
|------------------|--|---------------|----|----------|-------|--------------|---------------|-------|-------------------------------|---------------|-------|-------------------------------|--|
| 所管課 (関係課)        | (由利本荘市) 長寿生きがい課<br>(にかほ市) 長寿支援課  |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 現行の分担金清算方法       | (一般会計) ・実績割100%<br>(特別会計) ・介護給付費、地域支援事業 (実績割100%)<br>・事務費 (平等割15%、65歳以上人口割85%)   |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 今後の方向性           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市がそれぞれ令和7年度中の単独保険者化を目指す。</li> <li>・内部組織の共同設置についての検討では、管理・執行がそれぞれの団体に帰属し、それぞれの議会への対応が必要となる等、煩雑な体制によって合理的な運営ができないことが見込まれ、介護保険事務全てに対応するものではないと判断した。</li> </ul>   |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 今後のスケジュール (予定)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険単独化に向け、両市それぞれで単独のシステムを構築する。</li> <li>・国によるシステム標準化については両市がそれぞれ行う。</li> <li>・令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画は、令和6年度分を広域市町村圏組合が、令和7～8年度分を両市がそれぞれ策定する。</li> <li>・単独化への手続きの詳細は、令和4年度からの3者(両市・広域)のWGにより決定する。</li> <li>・必要に応じ、職員派遣を行う。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>両市</th> <th>広域市町村圏組合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>介護保険システム構築事業</td> <td>第9期介護保険事業計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>介護保険システム構築事業<br/>第9期介護保険事業計画策定</td> <td>第9期介護保険事業計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>単独保険者として事務開始<br/>第9期介護保険事業計画開始</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |               | 両市 | 広域市町村圏組合 | 令和5年度 | 介護保険システム構築事業 | 第9期介護保険事業計画策定 | 令和6年度 | 介護保険システム構築事業<br>第9期介護保険事業計画策定 | 第9期介護保険事業計画策定 | 令和7年度 | 単独保険者として事務開始<br>第9期介護保険事業計画開始 |  |
|                  | 両市   | 広域市町村圏組合      |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 令和5年度            | 介護保険システム構築事業   | 第9期介護保険事業計画策定 |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 令和6年度            | 介護保険システム構築事業<br>第9期介護保険事業計画策定  | 第9期介護保険事業計画策定 |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 令和7年度            | 単独保険者として事務開始<br>第9期介護保険事業計画開始  |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 移行後の運営体制         | 令和7年度に、両市がそれぞれ単独保険者として事務を開始。   |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 移行に向けた問題・課題とその対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市の単独介護保険業務の体制整備が必要。</li> <li>人員体制、予算確保、業務内容の確立、システムの導入・構築、賦課徴収業務、介護保険業務経験の豊富な広域職員の有効活用など。</li> <li>(由利本荘市・にかほ市)</li> <li>・現状の人員では業務全般をこなすことができない。</li> <li>・業務体制の構築が必要で、時間を要する。</li> <li>・賦課業務の担当部署等、関連部署との調整。</li> </ul>   |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 令和5年度中の対応 (予定)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム分離構築作業の業者委託 (単独サーバ構築・データ分割設計・動作テスト)</li> <li>・第9期介護保険事業計画策定 (R6広域・R7～8両市) に合わせて、介護給付費準備基金の配分算定方法を協議、決定の上、方針を定める。</li> <li>・職員派遣 (市→広域)</li> </ul>  |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 令和5年度中の対応 (実績)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム分離構築作業の業者委託 (単独サーバ構築・データ分割設計・動作テスト)</li> <li>・単独化開始を令和7年4月1日とすることについて、両市議会へ説明 (由利本荘市は2/16、にかほ市は2/22)</li> <li>・介護給付費準備基金の配分算定方法を2市担当で協議中。<br/>→令和6年度の出納整理後、令和7年8月頃を目処に各市へ分配。</li> </ul>  |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |
| 令和6年度中の対応 (予定)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム分離構築作業の業者委託 (データ分割・動作テスト)</li> <li>・介護給付費準備基金の配分方法を決定</li> <li>・単独化後の第9期介護保険事業計画 (令和7～8年度) 策定</li> <li>・広域から規約改正の議決協議依頼→両市議会議決→両市で介護保険関連条例制定</li> </ul>  |               |    |          |       |              |               |       |                               |               |       |                               |  |